

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には当該応募者に対して、企画競争を実施する予定です。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市地域おこし協力隊採用支援・伴走支援業務委託（単価契約）
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務目的 岡山市では、中山間・周辺地域の持続可能な地域づくりを目指し、地域の活性化や課題解決に向けた地域の取組を支援する地域おこし協力隊の導入を進めている。本業務は、地域おこし協力隊の導入を検討する地域、導入地域、隊員等に対して、地域おこし協力隊の知見、ノウハウ等を有する専門家を派遣し、地域おこし協力隊に関する助言、提言、情報提供等の支援を行うことにより、地域おこし協力隊の取組の更なる推進を図ることを目的とする。
- (4) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）役務部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」に登載されていること。現在、有資格者名簿に登載のない者も参加意思確認書を提出することができるが、別紙1に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (4) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。

- (5) 令和3年4月1日以降、公示日までの期間で、国又は地方公共団体が実施する地域おこし協力隊の知見、ノウハウを活かした地域おこし協力隊の募集・採用及び地域おこし協力隊の活動等に関する支援業務を受託し、履行完了した実績を有すること。

4 日程及び期限

説明書等の交付	公示日から令和8年5月13日(水)まで
説明書等に関する質問受付	令和8年4月30日(木) 午後5時まで
説明書等に関する質問回答	令和8年5月1日(金) 午後5時までに掲載予定
参加意思確認書の提出	公示日から令和8年5月14日(木)まで 各日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

企画提案書の提出予定期限※ 令和8年5月25日(月)頃 予定

※ 参加意思確認書の提出により応募要件を満たす者が複数いる場合は、企画競争を実施します。この場合、企画競争の詳細について、別途お知らせします。

5 説明書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

URL : <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

6 説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで、メール件名を「【参加公募質問】岡山市地域おこし協力隊採用支援・伴走支援業務委託（単価契約）」として下記メールあてに送信すること。

E-mail : jigyouseisaku@city.okayama.jp

※送信後は必ず電話により受信の確認を行うこと。

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

①参加意思確認書（様式1）

②業務実績調書（様式2）

③有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（別紙1）※該当者のみ

(2) 提出方法

岡山市政策局政策部事業政策課宛に、「岡山市地域おこし協力隊採用支援・伴走支援業務委託（単価契約）参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書 在中」と封筒に朱書きの上、提出してください。

・持参する場合：受付時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。

※事前に電話にて連絡すること。

・郵送する場合：一般書留又は簡易書留により送付すること。

※発送後は必ず電話により発送した旨の連絡を行うこと。

(3) 提出場所

岡山市政策局政策部事業政策課（岡山市役所本庁舎5階）

8 その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- (2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (7) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとした理由についての説明を求めることができます。
- (8) 応募要件を満たさないとした理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- (9) 本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市政策局政策部事業政策課（岡山市役所本庁舎 5 階）

担当：吉本、三浦

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：(086)803-1042

FAX：(086)803-1846

電子メール：jigyouseisaku@city.okayama.jp